

I. 退職共済事業に関する事項について

2. 本俸月額(掛金基礎額)について

本俸月額は、俸給表に定めるアの格付本俸のほかに、下記に掲げたイの俸給の一部という性格を有する俸給の調整額を加算した額をいいます。

【本俸月額とは！】

本俸月額とは、退職手当金の計算基礎となるものであり、以下に掲げた(ア)の格付本俸のほかに、(イ)の俸給の一部という性格を有する俸給の調整額を加算した額をいいます。

(ア) 格付本俸(俸給表に定める本俸額)

(イ) 俸給の調整額

【俸給の調整額とは！】(福祉医療機構の共済法に準じています。)

以下に記載している①内容的要件と②外形的要件の両方を満たす必要があります。

①内容的要件(趣旨)

俸給は職務の負担の度合いなど勤務条件を考慮して決めるもので、本俸額は介護職員や保育士など職種に応じて個別に設定することが理想ですが、管理運営上の負担が大きく支障が出るなど、やむを得ない理由で実現できない場合があります。この場合に、各職種や各職員の業務実態を考慮し、本俸額を実質的に是正・調整する目的の手当を支給することがあります。これを「俸給の調整額」とし次のとおりとしています。

◆職種単位で支給を決めるもの

介護職員や保育士など職種単位で本俸の是正・調整をするために支給するもの。

給与特別改善費(措置事業費)、処遇改善手当(介護、障害、保育)が該当します。

◆職員単位で支給を決めるもの

ある職員が担う業務の負担が、同じ職種の他の職員に比べて著しく大きい場合、該当職員の本俸を是正調整するために支給するもの。特殊業務手当(措置事業等)が含まれます。

※趣旨に適えば、手当の名称は問いません。例えば、職種を問わず単一の俸給表で基本本俸を定め、職務手当・調整手当の名称で、各職種や各職員の本俸の調整を実施している事例があります。

②外形的要件

◎定額、定率のいずれかであること。

◎月額により支給するものであること。

◎給与規定に支給目的や支給対象、支給金額(支給率)が明記されていること。

《注意》下記のような手当は俸給の調整額として扱いませんので、本俸月額には含まれませんのでご注意願います。

本俸月額には含まれない手当！！

- ① 従事した回数等をもとに支給額が決められる(例: 特殊業務手当)
- ② 管理、監督の地位にある職員に対して支給される(例: 管理職手当)
- ③ 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される(例: 地域手当)
- ④ 取得した資格に対して支給される(例: 資格手当)
- ⑤ 全ての職員(職種)に支給される(例: 調整(職務)手当)

臨時職員、パート職員など俸給表によらない職員の場合【日給及び時給等の場合】

(加入要件:正規職員の2/3以上の勤務時間がある職員が加入対象となります)

◆正規職員と同じ場合(勤務時間1日8時間週40時間) **日給×21日(週5日の場合)**

(例1:日給の場合)日給が7,000円の場合

⇒@7,000円(日給)×21日=147,000円

(例2:時給の場合)時給が700円の場合

⇒@700円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日=117,600円

◆週当たりの勤務日数が決まっている場合 **日給×週当たりの勤務日数÷5×21日**

(例1:日給の場合)日給が7,000円(交通費を除く)で週4日勤務の場合

⇒@7,000円(日給)×4日(週当たりの勤務日数)÷5×21日=117,600円

(例2:時給の場合)時給が700円で1日7時間週4日勤務の場合

⇒@700円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4日(週当たりの勤務日数)÷5
×21日=82,320円

◆曜日ごとに勤務時間や時給の金額が決まっている場合

月曜日の日給+火曜日の日給+…略…+日曜日の日給÷5×21日

(例)7,000円(月曜日:夜勤のため日給)+700円×8時間(水曜日:日勤のため時給)

+7,000円(木曜日:夜勤のため日給)+700円×4時間(土曜日:短時間の日勤)

÷5×21日=94,080円

年俸制の場合

賞与及び諸手当(下記記載に該当するものを除いて、12ヶ月で除した額を本俸月額(掛金基礎額)とします。

- ① 従事した回数等をもとに支給額が決められる **特殊業務手当**
- ② 管理、監督の地位にある職員に対して支給される **管理職手当**
- ③ 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される **調整手当**

■ 掛金額算出の際は、「掛金額の算出方法について」の例題を参照の上、計算式に当てはめて算出願います。(小数点以下は切り捨てとなります。)

(1)本俸の上限

本俸月額(掛金基礎額)は、**450,000円を上限**とします。

(2)正規職員の場合

俸給表に定める格付本俸と特殊業務手当の合算した額となります。

(3)年俸制の場合

賞与及び諸手当(下記記載)該当するものを除いて、12ヶ月で除した額を本俸月額(掛金基礎額)とします。

- ア. 従事した回数等をもとに支給額が決められる **特殊業務手当**
- イ. 管理、監督の地位にある職員に対して支給される **管理職手当**
- ウ. 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される **調整手当**